

協働のまちづくり かわら版

Vol. 2
2008年10月発行

編集：燕市企画調整部企画政策課
〒959-0295 燕市吉田日之出町1番1号
TEL：0256-92-2111 (協働のまちづくりG)
FAX：0256-92-2110
E-mail：kikaku@city.tsubame.niigata.jp
URL：http://www.city.tsubame.niigata.jp/

燕市の協働のまちづくりの推進に関する情報
をお届けしています。

「公共的な課題を解決していくための方法を
考えること自体がまちづくりなのです。」

(第2面より抜粋)



「第2回まちづくり基本条例市民学習会」を開催しました。

協働のまちづくりの枠組みを構築するための具体的な取り組みとして、前回に引き続き、第2回目の「まちづくり基本条例市民学習会」を9月27日に吉田公民館で開催しました。その内容についてお知らせします。

(学習会に関する詳しい内容は、市のホームページからご覧いただけます。)

今回の学習会のテーマは、『まちづくり基本条例の先進地事例』。講演では、新潟大学の馬場先生から条例とまちづくりについてお話がありました。はじめに説明があった条例の部分では、むずかしい内容だったにもかかわらず、参加された皆さんからは、真剣にお話を聞いていただきました。

その後、まちづくり基本条例のさまざまな先進地事例を交えて、その内容や重要ポイントなどについてわかりやすく説明していただきました。

参加者の皆さんからは、「初回は良くわからなかったが、だんだんわかって来た。次回から楽しく学習できると思う。」「参加して良かったと思います。」といったご意見をいただき、事務局ではうれしくてニンマリ。ここでは、その講演の内容をお知らせします

講演 『まちづくり基本条例の先進地事例』(新潟大学大学院実務法学研究科准教授 馬場 健さん)

「**重要なことは、100パーセントの条例である必要はないということ**」

条例とは 地方公共団体は、法律の範囲内で条例を制定することができる」と憲法で規定されています。したがって、地方自治体には自らのルールを定める権限があるということが憲法にも記載されているということです。実態的に見ると憲法上の制約や地方自治法の制約があり、これに反しない範囲内で制定が可能であるというのが条例の枠組みです。

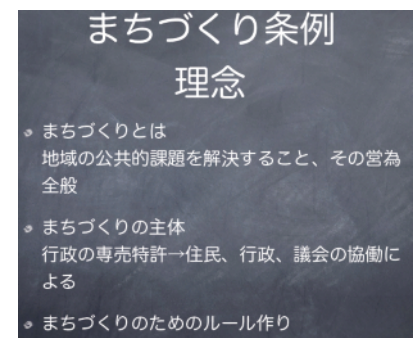
まちづくり基本条例は、国の法令の空白状態を埋めるもの 条例と法令との関係には、いくつかパターンがあります。我々が考えようとしている『まちづくり基本条例』は何かと言うと、国の法令に定めのない空白部分で地方自治体の事務の範囲内にあるものについて条例を定め、空白状態を埋めるという役割を果たしていったらどうかということです。

まちづくり基本条例の理念 まちづくり基本条例というものは、各自治体で千差万別です。その地域によってその地域のやり方があるということです。まちづくり基本条例は、何を理念として何を実現しようとしているのかということを考えないとつくる意味もないと思いますし、つくらなくても良い場合も当然あると思います。



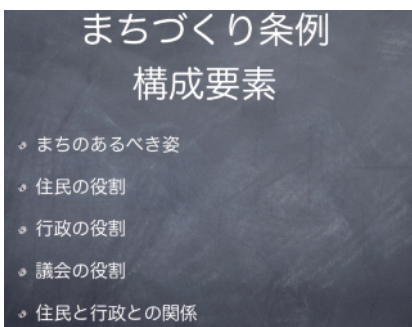
講演の様子です

まちづくりとは まちづくりとは地域の公共的課題を解決すること、その旨を全般を言います。地域の公共的課題とは、ゴミの処理を例に挙げても、ゴミステーションをどこに設置するのか、もっと大きく見ればゴミの処理センターをどこに置くのか、最終処分したゴミをどうするのかなど、1つ取り上げただけでもいくつも問題が繋がっています。公共的な課題になるかどうかというのは、その地域によって異なりますが、いずれにしても公共的な課題を解決していくための方法を考えること自体がまちづくりなのです。したがって、ハードウェアの整備がまちづくりではなく、地域の公共的課題を解決するシステムをつくっていくこと、これが基本的なまちづくりのコンセプトなのです。



まちづくり基本条例という条例をつくる必要性 まちづくり基本条例をつくる必要があるかと言われると、必ずしも条例である必要はないかもしれません。「まちづくりのやり方というものが既に存在している、だから条例化する必要はない」という立場に立つこともあります。ただ、ルールをつくるということはルールを知らない人もルールを使えるということです。そうすると、ルールを書いておいた方が良いという側面もあります。もう1つは、ルールが人をつくるという側面もあります。ルールによって「こういうふうに行かなければいけないんだ」と思うわけです。そういう形でルールをつくっていくことも意味があると思います。どちらが良いかは、この地域にお住まいの皆さんしか分かりませんし、皆さんで決定していただかなければならないと思います。

まちづくり条例構成要素 次の構成要素が、まちづくり基本条例をつくる際の構成の上で重要なポイントになります。結果、まちづくり基本条例をつくらなかったとしてもこれらは重要なポイントで、いずれにしても議論をしておかなければならないだろうと考えています。



「まちのあるべき姿」・・・どんなまちにしたいのか

「住民の役割」・・・住民の役割、責務、どんな権利を持っているのか、何ができるのか

「行政の役割」・・・行政とは何をすべきなのか、どんな責任があるのか

「議会の役割」・・・議会は、こうすべきだという役割。ただし、クエスチョンマークが付きます。なぜなら、留保しなければいけない点があるからです。条例は、議会議員が提案できるので、議会の役割は議会が自ら決定してほしいということもあります。自治体によって書いてあるところと書いてないところがありますが、構成要素としては議会の役割が入っても良いわけです。

「住民と行政との関係」・・・一番重要な点であり、どのように住民と行政の関係を構築していくのかということがまちづくり基本条例の構成要素として問われるということになります。

「協働のまちづくりかわら版」では、市民の皆さんと行政との協働や地域づくりに関する情報を集め、お知らせしていきたいと考えています。

協働の取組事例やご提案などがありましたらいつでもご連絡をお願いします。なお、お寄せいただいた情報は、協働のまちづくりかわら版で紹介していきます。

皆さんの情報をお待ちしています。

お知らせ

まとめ まちづくり基本条例の重要な点は、住民と行政との関係を参加と協働という点で捉えること。住民参加の手続きをどうするのか、行政に対して住民がどのように意見を言うことができるのか、政策等の意思決定にどうやって参加していくのか、また、住民の範囲にまち協、町内会・自治会をどのように組み入れるのか。もう1つが情報の共有ということ。情報を相互に伝達しないと、いくら参加しようと思っても情報がなければ参加はできません。いずれにしても、まちづくり基本条例にとって一番重要なポイントは行政と住民がキャッチボールできる方法を行政と住民でつくりましょうということです。それを決めていくことがまちづくり基本条例の基本構造だと思います。

もう1つ重要なことは、もし条例をつくるということになったときに、100パーセントの条例である必要はないということです。理想像がすごく高いところにある条例をつくる必然性はないんだということです。その理想が必ずしもその地域あっているとは限りませんし、理想が高すぎたらみんなが使わないものになってしまうかもしれません。少々見栄えが悪かったとしても、制度自体は皆さんが使しやすいもの、手の届きやすいものにしていくことが重要で、それをどんどん見直し、何度も何度も改正していく、そういう条例で良いんじゃないかというのが個人的な気持ちです。

【質疑応答】

会場の皆さんからは、

- ・「議会の役割を述べて条例に入れること自体に違和感がある」
 - ・「知恵を出して方針を定めても合併となった場合はどう考えますか」
 - ・「まちづくり基本条例の罰則について」
 - ・「みんながやりたい、こうあってほしいという部分が文章上に現れた条例であってほしい」
- 等、いろいろな質問やご意見があり、先生から回答していただきました。

詳しい内容は、市のホームページに掲載中の会議録をご覧ください。

第2回市民学習会に参加された皆さんの声

今回の学習会のテーマについて

- ・テーマの設定と中身は満足できた。ただ高齢の方には少し難しかったと思う。
- ・初回は良くわからなかったが、だんだんわかって来た。次回から楽しく学習できると思う。
- ・まちづくり基本条例の作成の基本知識をわかりやすく説明され、理解した。
- ・法律など難しい内容であったが、レジメが整理されていてわかりやすかった。
- ・財政再建、歳出抑制を目的としているのか。住民にある程度負担を求めたいのか。
- ・まちづくりの大事な骨格となる基本条例とは、その内容についてはと、先進地の条例をサンプルとして、わかり易く話されて、よく理解できた。
- ・先進地事例について、実情も含めたものをお願いします。
- ・今回冒頭の話は難しいと感じました。中身は理解できました。参加して良かったと思います。
- ・条例は、身近な法律であることが良くわかった。
- ・基本条例とは何かが少しわかった。勉強になった。先進条例も参考になった。質問にもあったが、反則に対する罰則があるのかないのか曖昧。それもこれも全てその条例作りに盛り込めばよいことなのか。

今回の学習会の進め方について

- ・講師がお若いせいか、昔はとおっしゃるのに一寸？と感じるが一生懸命に話されている。
- ・とても良かった。これまでどおりで結構です。
- ・抽象的である。
- ・質疑を小段落（一区切り）毎にやっていただくことはできないか。（用語についての問題は特に）
- ・地域の自治会長の参加が少ないので、参加できるなら参加してもらいたい。（もと）100人委員会の方々の参加が少ないので残念である。
- ・地区の自治会、まち協、NPO等の役員の意見の集約、それらをこの会議に示し参考に、また地区に意見調整してもよいのではないか。
- ・お忙しいでしょうが、市長もご列席いただきたいと思いました。
- ・皆、真剣で、それだけに合併の後のまちづくりの苦勞が偲ばれるが、これからも進めてください。



参加された皆さん

まちづくり基本条例市民学習会を継続して開催します。

まちづくり基本条例市民学習会は、毎月1回、継続して開催しています。参加は自由で、市のまちづくりに関心のある人なら誰でも参加できます。

詳しい日時・会場等は、広報つばめや燕市のホームページ等でご確認ください。

まちづくり基本条例市民学習会「みんなでつくろう。まちづくりの基本ルール」

第3回目は、「燕市のまちづくりの担い手 - 現状 - 」をテーマに、まちづくり協議会や自治会、NPO等各種団体の関係性などから燕市のまちづくりへの取り組みについて学びます。

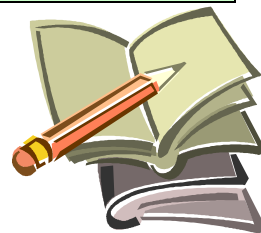
日時および会場：11月1日(土)午後2時～4時 吉田公民館 3階講堂
皆様のご参加をお待ちしています。

お知らせ

今後のまちづくり基本条例市民学習会の開催日程等のお知らせ

	とき	ところ	内容
第4回	11月29日(土) 午後2時～4時	分水公民館	「政策とワークショップの説明」について
第5回	12月20日(土) 午前10時～正午	燕中央公民館	ワークショップ(地域の公共的課題の解決法)
第6回	1月24日(土) 午後2時～4時	吉田公民館	ワークショップ(地域の公共的課題の解決法)
第7回	2月14日(土) 午後2時～4時	吉田公民館	ワークショップ(地域の公共的課題の解決法)
第8回	3月14日(土) 午後2時～4時	吉田公民館	学習会のまとめ

なお、開催日程等は、都合により変更となる場合があります。詳しいことは、広報つばめやホームページでお知らせしていきます。ご不明な点は、企画政策課までお問い合わせください。



編集後記

第1回目のまちづくり基本条例市民学習会を開催し、ほっと一息つく暇もなく、あっという間に第2回目の学習会の開催となりました。ホームページやかわら版などを作成し、学習会開催のPRや参加へのお願いを行ってきましたが、自由参加ということもあり第1回目の開催時と同様、果たして何人くらいの市民の皆さんに参加していただけるんだろうと非常に心配していました。しかしながら、60人もの皆さんにご参加いただきました。前回から引き続き参加という方のほか、第2回目から参加するという人も多く、皆さんにまちづくりに関心をもっていただき、非常にありがたく思っています。今後も、市民の皆さんが学習会に参加しやすい環境づくりや仕組みづくりを心がけていきたいと思っております。今後ともよろしくお願いたします。(す)